

「岐阜県清流の国スポーツ推進条例（案）」に対するご意見の内容とご意見に対する考え方

条項	いただいたご意見	ご意見に対する考え方
第2条 第5項	○「スポーツは、岐阜県のスポーツ選手が全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう岐阜方式・・・」という部分に関し、是非、ぎふ清流国体で活躍した大垣ミナモソフトボールクラブの支援をお願いしたい。浅中公園で遅くまで練習している姿に元気をいただいた。	・いただいたご意見については、第13条第3項に規定している、岐阜方式を継続するための支援の中で、県が大垣ミナモソフトボールクラブを含む県内のスポーツチームを支援することを県議会としても期待しています。 なお、いただいたご意見は、今後の施策の参考となるよう、県担当部局に情報提供させていただきます。
第14条	○「県は、スポーツを通じた地域における絆づくりを促進するため・・・」という部分に関し、東日本大震災での避難所等で見直された地域のつながりや、ぎふ清流国体での地域でのおもてなし活動からも分かるように、地域のつながりの再生は危機対策から見てもとても重要である。スポーツを通して、地域の再生を図る施策を推進してほしい。今までにないスポーツを切り口にした条例に期待する。	・いただいたご意見のとおり、スポーツを通じた地域のつながりの再生は重要であるとの考えのもと、本条文を規定しており、県がスポーツを通じた地域の再生を図る施策を推進することを県議会としても期待しています。 なお、いただいたご意見は、今後の施策の参考となるよう、県担当部局に情報提供させていただきます。